

令和7年12月定例会
建設産業委員会審査報告書（概要）

建設産業委員会に付託されました諸案件について、去る10日に委員会を開催し、審査しましたので、その経過の概要と結果について報告します。

最初に、議案第103号 江南市都市公園条例の一部改正について審査しました。

別表第4の区分のうち、その他の柱類とはどのようなもので、市内の都市公園に設置されているものはあるのか、との質疑があり、中部電力が設置する電柱やNTTが設置する電話柱以外の柱類で、市が管理する都市公園には設置されていません、との答弁がありました。

条例に草井公園を加えることで周辺地域にどのような影響があるのか、との質疑があり、公園として整備された都市公園により、周辺街区の住民が利用しやすくなるものです、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第104号 江南市道路占用料条例の一部改正について審査しました。

地価水準の変動等を反映した占用料の改定となるが、占用料は地区によって異なるものではないか、との質疑があり、国や県の道路占用料の改定に準じて、市も改定するもので、国等は地域を第一級地から第五級地に区分し、それぞれ占用料を定めており、江南市については、第二級地に該当するため、この単価を準用しています、との答弁がありました。

市道に置かれた立て看板や上空にはみ出している看板について、占用料を徴収しているのか、との質疑があり、市道上空に突き出した看板等は道路占用の対象となり、占用料を徴収していますが、市道に置かれた立て看板等は道路占用許可の対象外です、との答弁がありました。

市道に置かれた立て看板などを確認し、対応してほしい、との要望がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 105 号 江南市公共用物の管理に関する条例の一部改正について及び議案第 106 号 江南市準用河川占用料条例の一部改正について、それぞれ審査しましたが、質疑もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 114 号 令和 7 年度江南市一般会計補正予算（第 6 号）について、各課ごとに審査しました。

最初に、経済環境部環境課について審査しました。

新ごみ処理施設建設事業について、建設費負担金の減額の理由は何か、との質疑があり、組合予算において、前年度繰越金として 683 万 3,000 円増額計上されたことに伴い、江南市の負担割合に応じて負担金が減額されるためです、との答弁がありました。

次に、商工観光課、農政課及び企業誘致推進課について、それぞれ審査しましたが、質疑はありませんでした。

次に、水道部水道課について審査しました。

愛知県営水道の受水を増加して地下水を削減するとのことであるが、市の財政状況を鑑み、資源である地下水を削減するのではなく、最大限に活用できるように、県に対し協議してほしい、との要望がありました。

重点支援交付金を活用して、水道料金の減免を実施してほしい、との要望がありました。

次に、下水道課について審査しました。

雨水貯留施設整備事業の債務負担行為は、古知野南小学校における整備事業であるが、古知野西小学校の整備はいつになるのか、との質疑があり、古知野西小学校については現在詳細設計を行っているところであり、整備年度は定めていませんが、古知野南小学校が完了した後に整備していく予定です、との答弁がありました。

次に、都市整備部土木課について審査しました。

道路側溝・舗装等整備事業において、債務負担行為をする理由は何か、また、来年度の予算状況はどうなるのか、との質疑があり、債務負担行為により早期発注することで、工事の閑散期である 4 月から 6 月に現

場に着手することが可能となり、建設業者の経営の安定化と休日の確保等の労働環境の改善につながるもので、来年度の予算については、例年並みの予算を要望しています、との答弁がありました。

来年度予算については、例年より増額するよう要求してほしい、との要望がありました。

幹線道路の穴について、施工業者により品質に差があるためと聞いたことがあるが、品質管理はどのようにしているのか、との質疑があり、市の監督員が現場施工の際に立ち会うことにより、品質の確保に努めています、との答弁がありました。

道路に穴があった場合等の危険箇所をどのように把握しているのか、との質疑があり、土木課職員による見回りのほか、市職員からの情報提供、ホームページからの通報等により把握しています、との答弁がありました。

道路の危険箇所等の情報提供依頼について、広報こうなんで、年に1回掲載しているが、毎月掲載するなど、広報の頻度を増やしてはどうか、との質疑があり、広報こうなんやホームページをさらに活用するよう検討していきます、との答弁がありました。

次に、建築課と都市計画課について、それぞれ審査しましたが、質疑はありませんでした。

次に、都市整備課について審査しました。

都市計画道路整備事業（曾本地区工業用地）について、都市計画道路豊田岩倉線整備に係る全体事業費は幾らか、との質疑があり、曾本地区工業用地整備に伴う周辺道路整備の事業費については今回の測量設計委託で概算事業費を算定していくため、現時点では示すことはできません、との答弁がありました。

令和6年第8回江南市議会全員協議会で示された資料の曾本地区工業用地整備に伴う周辺整備等に関する概算事業費には、周辺道路の整備費も含まれていたのか、との質疑があり、概算事業費に含まれています、との答弁がありました。

測量設計委託料は全て一般財源となっているが、国庫交付金は受けられないのか、との質疑があり、今回の測量設計委託料で行う道路予備設計について、愛知県に確認したところ、道路予備設計は国庫交付金の

対象にならないとの回答から、一般財源としています。なお、道路整備にあたり、今後行う道路詳細設計などの事業費については、国庫交付金の対象になるとのことです、との答弁がありました。

県道西之島江南線の沿線にあるいくつかの建物は、交差点改良の拡幅により支障となるが、用地買収を進めていくのか、との質疑があり、今回の測量設計委託で、交差点改良による建物などへの影響についても検討していきます、との答弁がありました。

今回の測量設計委託の結果によって、事業費が増額になっても今後の道路整備を進めるのか、との質疑があり、今後の道路整備は、愛知県企業庁の計画の進捗と合わせて進めるように考えています、との答弁がありました。

今回の委託料が 4,540 万 8,000 円計上されているが、どのような内訳か、との質疑があり、今回の測量設計委託料には、道路予備設計のほかに測量業務、交通量調査、地質調査、用地調査等も併せて行うもので、愛知県の積算基準により積算しています、との答弁がありました。

今回の測量設計委託料の妥当性を示せるものはあるか、との質疑があり、過去の測量設計委託に同じ業務内容のものはありませんが、令和5年度に行った都市計画道路江南通線の測量設計委託では、延長が 0.1 キロメートルで、委託料が約 540 万円に対し、今回の測量設計委託は延長が 1.1 キロメートルで、委託料が約 4,540 万円となっています、との答弁がありました。

今回の測量設計委託をしなければ、企業庁の開発決定はされないのか、との質疑があり、企業庁の開発決定には、今回の測量設計は必要となります。なお、開発主体に関わらず、曾本地区で企業誘致を進めるためには、周辺道路整備及び整備に伴う各種委託は必要となるものです、との答弁がありました。

土地改良で確保されている豊田岩倉線の道路用地には農業用水管が埋設されていると思うが、道路整備により移設等の補償が必要になる可能性はあるのか、また、その費用は概算事業費で見込んでいるのか、との質疑があり、豊田岩倉線の道路予定地に埋設されている農業用水管は、整備後の歩道部分に埋設されていると想定しており、その場合は移設の必要はありませんが、埋設場所が車道部分となる場合には移設

が必要となり、今回の測量設計委託において確認していきます。なお、移設に要する費用は、以前お示しした概算事業費の中で全額見込んでいます、との答弁がありました。

曾本地区工業用地整備は、令和2年3月定例会の附帯決議で一度立ち止まったが、令和5年度に議会として事業再開を認め、現在、企業庁の開発決定に向けて進めているもので、議員として事業そのものに反対するのはいかがなものか、との意見がありました。

企業庁に開発をお願いするのではなく、市が主体となって開発することはできないのか、との質疑があり、市主体で開発を行う場合には、開発区域内の用地取得や造成に要する費用を一時的に市が負担する必要があるため、用地の売れ残りのリスクも考慮すると財政面で厳しいと考え、企業庁の開発決定を目指し進めています、との答弁がありました。

埋蔵文化財の発掘調査費用について、企業庁からの条件を、一方的に市が受け入れたように思われるが、誰がどのような交渉をしたのか、また、今後はどのような交渉を考えているのか、との質疑があり、埋蔵文化財発掘調査の費用負担に係る協議については、副市長が行い、企業庁側の「発掘調査費用を負担すると採算性が取れないため、市で負担してほしい」、また、「発掘調査費用の全額負担を市が受け入れない場合、企業庁の第1回用地造成事業審査会に諮ることはできない」、との意向が示され、最終的に市として事業継続のため受け入れたもので、協議を再開することはありません。なお、今後は、豊田岩倉線と西之島江南線の整備に対して、国庫交付金の採択や十分な充当が受けられるよう、関係機関と協議を進めていきます、との答弁がありました。

関係機関との交渉が上手くいくように努めてほしい、との要望がありました。

埋蔵文化財の発掘調査費用を全額市が負担することは、議会には協議の経過報告がなく、事後報告のみであったことから、市長や幹部職員が調査費用の半額を負担するとの認識でよいか、との質疑があり、以前お示しした概算事業費の中で、埋蔵文化財の発掘調査費用は全額を計上しており、企業庁との負担割合は、過去に地元自治体と企業庁が発掘調査費用を折半した事例があったことから、協議により決まるとの説

明はしていましたが、企業庁が半額負担するという説明はしていません。協議を行った結果として企業庁に負担してもらうことはできませんが、市として決定したことであり、市長や幹部職員が費用を負担するという考えはありません、との答弁がありました。

企業庁との協議方法は、書面によるものか、との質疑があり、基本的には対面で口頭にて協議を行いました、との答弁がありました。

埋蔵文化財の発掘調査費用を概算事業費に全額含めていたということは、初めから企業庁に負担してもらうような協議をするつもりがなかったのではないか、との質疑があり、発掘調査費用の負担割合については企業庁との協議により決まるものであることから、半額負担を想定して概算事業費を算出することはしていません、との答弁がありました。

曾本地区の企業誘致については議会に対して、事後報告ではなく、協議・相談をして意思の疎通を図りながら進める必要があると考えるが、どのように考えているのか、との質疑があり、事業を進めるにあたっては、これまで以上に、委員協議会や全員協議会等の場で議会と協議・相談をしていきます、との答弁がありました。

挙手による採決の結果、可否同数となり、委員長において、原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 116 号 令和 7 年度江南市水道事業会計補正予算（第 4 号）について審査しましたが、質疑もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 117 号 令和 7 年度江南市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について審査しました。

企業債償還金が増額となった理由は何か、との質疑があり、当初予算においては、令和 6 年度末に借り入れる企業債の償還方法を半年賦元利均等償還、借入利率を 3.8% として、企業債償還金を計上していましたが、実際の借入利率が 2.0% となったことなどによるものです、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

以上で、建設産業委員会の報告を終わります。